

2019年9月17日
国立大学法人信州大学
医学部附属病院

治験・臨床研究・製造販売後調査
契約各社代表者 各位

受託研究契約における消費税率の適用基準について

2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げされますが、本学では受託研究を「役務の提供」として取扱うため、消費税法に規定する経過措置の適用はなく、役務の提供が行われた日付によって適用税率が判断されます。

役務の提供が行われた日の判断基準は契約・試験内容の種別ごとに下記のとおりとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

契約・試験内容の種別	役務の提供が行われた日
治験	治験経費算定書の提出日
治験（初回契約分）	契約終了日
治験（年度更新分）	契約終了日
治験（症例分）	治験経費算定書の提出日
治験（観察期脱落症例分）	治験経費算定書の提出日
製造販売後調査	製造販売後調査等経費算定書の提出日

なお、製造販売後臨床試験については、「治験」を「製造販売後臨床試験」に読み替えて、ご対応ください。

本件担当
〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1
国立大学法人信州大学
医学部附属病院 経営管理課
経理係 主査 大山 繁
TEL:0263-37-2577
FAX:0263-37-3023